

2021年4月14日

各位

不動産投資信託証券発行者名
東京都中央区八丁堀二丁目26番9号
ヒューリックリート投資法人
代表者名 執行役員 時 田 榮 治
(コード: 3295)

資産運用会社名
ヒューリックリートマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 一 寸 木 和 朗
問合せ先 企画管理本部長 CFO 待 場 弘 史
兼財務企画部長 (TEL. 03-6222-7250)

規約一部変更及び役員を選任に関するお知らせ

ヒューリックリート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、本日開催の本投資法人役員会において、規約一部変更及び役員選任に関し、2021年5月25日開催予定の本投資法人の第5回投資主総会に付議することにつき、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。
なお、当該事項は、本投資法人の第5回投資主総会の承認可決をもって効力が生じます。

記

1. 規約一部変更について

規約一部変更の概要及びその理由は以下のとおりです。

近時の少数投資主による投資主提案に係る議論も踏まえ、投資法人の運用体制に大きな影響を与え、投資主の利益に影響を及ぼす可能性がある投資主総会決議事項のうちで、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しいと考えられる事項などについて、投資主の意思をより直接的に反映させることを目的として、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。)第93条第1項及び規約第14条第1項に定めるみなし賛成制度の適用対象外とする旨の規定を新設するものです(変更案第14条第2項及び第3項)。

なお、規約一部変更の詳細につきましては、別紙をご参照ください。

2. 役員選任について

執行役員時田榮治、監督役員島田邦雄及び杉本茂は、2021年5月31日をもって任期満了となります。よって、本投資主総会において、以下のとおり執行役員1名及び監督役員2名の選任にかかる議案を提出いたします。各役員の任期は、当該役員就任予定の2021年6月1日より2年間となります。

また、執行役員もしくは監督役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、以下のとおり補欠執行役員1名及び補欠監督役員1名の選任にかかる議案を提出いたします。補欠執行役員及び補欠監督役員選任にかかる決議が効力を有する期間は、執行役員及び監督役員の任期が満了する時までとなります。

なお、役員選任の詳細につきましては、別紙をご参照ください。

- (1) 執行役員候補者
一寸木 和朗（新任）（※1）
- (2) 補欠執行役員候補者
待場 弘史（新任）（※2）
- (3) 監督役員候補者
島田 邦雄（再任）
中村 里佳（新任）
- (4) 補欠監督役員候補者
富岡 孝幸（新任）

※1 執行役員候補者の一寸木和朗は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているヒューリックリートマネジメント株式会社の代表取締役です。

※2 補欠執行役員候補者の待場弘史は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているヒューリックリートマネジメント株式会社の企画管理本部長 CFO 兼財務企画部長です。

また、投資主総会に関連する日程は以下のとおりとなります。

2021年4月14日 投資主総会提出議案に関する本投資法人役員会決議
2021年5月6日 第5回投資主総会招集ご通知の発送（予定）
2021年5月25日 第5回投資主総会開催（予定）

以上

*本投資法人のホームページアドレス : <https://www.hulic-reit.co.jp/>

別紙 第 5 回投資主総会招集ご通知

(証券コード3295)

2021年5月6日

投資主各位

東京都中央区八丁堀二丁目26番9号
ヒューリックリート投資法人
執行役員 時田 榮治

第5回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第5回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本投資主総会へのご出席につきましては慎重にご判断いただき、後記の投資主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年5月24日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。なお、本投資主総会へのご出席を検討されている投資主様におかれましては、本投資主総会開催日時点の新型コロナウイルス感染症の流行状況や行政機関の対応状況、ご自身の健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされないようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、現行規約第14条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席にならず、かつ、議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人現行規約抜粋)

現行規約第14条第1項及び第2項

第14条 (みなし賛成)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時：2021年5月25日（火曜日）午後1時30分
(受付開始 午後1時)

2. 場 所：東京都千代田区神田駿河台四丁目 6 番地
御茶ノ水ソラシティ 2 階
ソラシティ カンファレンスセンター
(室名ソラシティホールウエスト)

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第 1 号議案 規約一部変更の件
第 2 号議案 執行役員 1 名選任の件
第 3 号議案 補欠執行役員 1 名選任の件
第 4 号議案 監督役員 2 名選任の件
第 5 号議案 補欠監督役員 1 名選任の件

以 上

.....
(お願い)

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(ご案内)

- ◎ 代理人により議決権を行使される場合
本投資法人の議決権を有するほかの投資主の方 1 人を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙と共に会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、インターネット上の本投資法人のウェブサイト(<https://www.hulic-reit.co.jp/>)に修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎ 新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、本投資主総会において、感染拡大防止に向けた対応を行います。詳しくは後記「新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について」をご確認いただきますようお願い申し上げます。また、今後の状況の変化によっては、本投資主総会の延期のお知らせや本投資主総会における感染拡大防止に向けた対応方法の変更に関するお知らせをインターネット上の本投資法人のウェブサイト(<https://www.hulic-reit.co.jp/>)に掲載する場合がございますので、あわせてご確認ください。
- ◎ 運用状況報告会
従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社であるヒューリックリートマネジメント株式会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様への会場滞在時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の運用状況につきましては、インターネット上の本投資法人のウェブサイト(<https://www.hulic-reit.co.jp/>)にて 2021 年 2 月期 (第 14 期) の決算説明会動画及び決算説明資料、その他最新のファンド情報を掲載しております。
- ◎ お土産
本投資主総会にご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症の国内での感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全を第一に考え、会場での感染拡大防止にできる限り努めるべく、規模を縮小して開催いたしますこと、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

また、本投資主総会における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、経済産業省及び法務省が2020年4月2日付で公表した「株主総会運営に係るQ&A」（その後の更新を含みます。）を参考に、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化によっては、下記の対応方法の変更に関するお知らせをインターネット上の本投資法人のウェブサイト(<https://www.hulic-reit.co.jp/>)に掲載する場合がございますので、あわせてご確認いただきますようお願い申し上げます。

<投資主様へのお願い>

- 本投資主総会の議決権は書面によって行使することもできますので、投資主の皆様におかれましては、投資主の皆様ご自身の安全の観点から、本投資主総会にご出席いただく代わりに、**同封の議決権行使書用紙により議決権を行使することをご検討ください。**
- 本投資主総会へのご出席を検討されている投資主様におかれましては、本投資主総会開催日時時点の新型コロナウイルス感染症の流行状況や行政機関の対応状況、ご自身の健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされないようお願い申し上げます。
- ご高齢の方、基礎疾患がある方、妊娠されている方その他健康状態にご不安を感じられる方におかれましては、本投資主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。
- 突然の会場使用の制限等や今後の状況の変化等により、やむを得ず本投資主総会を延期する場合がございます。本投資主総会の延期に関するお知らせをインターネット上の本投資法人のウェブサイト(<https://www.hulic-reit.co.jp/>)に掲載する場合がございますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

<来場される投資主様へのお願い>

- 当日の会場では、来場された投資主様のお席並びに本投資法人の役員及び運営スタッフの席の間隔を広くとるため、少ない座席数のご用意となり、十分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席をご用意できない場合、会場内への入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 役員及び運営スタッフは、マスクを着用した状態で対応をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ご来場の投資主様におかれましては、マスクを着用の上で会場へお越しいただき、会場受付に設置しておりますアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- ご来場の投資主様におかれましては、会場受付での体温測定へのご協力をお願い申し上げます。また、発熱があると認められる投資主様や咳などの症状を有する投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。また、本投資主総会中に体調不良と見受けられた方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、ご出席をご遠慮いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。
- 上記の各対応により、会場受付の混雑が見込まれますので、会場へお越しいただく際は、なるべくお早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
- 従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社であるヒューリッ

クリートマネジメント株式会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様のお会場の滞在時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の運用状況につきましては、インターネット上の本投資法人のウェブサイト(<https://www.hulic-reit.co.jp/>)にて2021年2月期(第14期)の決算説明会動画及び決算説明資料、その他最新のファンド情報を掲載しております。

- このほか、本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、時節柄、投資主の皆様におかれましては、ご理解及びご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

近時の少数投資主による投資主提案に係る議論も踏まえ、投資法人の運用体制に大きな影響を与え、投資主の利益に影響を及ぼす可能性がある投資主総会決議事項のうちで、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しいと考えられる事項などについて、投資主の意思をより直接的に反映させることを目的として、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）第93条第1項及び規約第14条第1項に定めるみなし賛成制度の適用対象外とする旨の規定を新設するものです（変更案第14条第2項及び第3項）。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部は変更箇所を示します。）

| 現行規約 | 変更案 |
|--|---|
| 第14条（みなし賛成） 1.（省略） （新設） 2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。 | 第14条（みなし賛成） 1.（現行どおり） 2. <u>前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項（執行役員、監督役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）（但し、みなし賛成に関連する規定の制定又は改廃に限る。）、第143条第3号（解散）、第205条第2項（資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意）又は第206条第1項（資産の運用に係る委託契約の解約）に係る議案の決議には適用しない。</u> 3. <u>第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</u> |

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員時田榮治は、2021年5月31日をもって任期満了となります。これにより、2021年6月1日付で執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案における執行役員の任期は、就任する2021年6月1日より2年間となります。

なお、本議案は、2021年4月14日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

| 氏名 (生年月日) | 略歴及び重要な兼職の状況 | 保有する 本投資法人の 投資口数 |
|------------------------------------|--|------------------------|
| ちよつ木 かずあき 一寸木 和朗 (1963年1月7日) | 1985年4月 株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行 2004年5月 株式会社みずほコーポレート銀行(現 株式会社みずほ銀行) A L M部 次長 2009年4月 みずほ証券株式会社 金融市場グループ 副グループ長 2011年4月 株式会社みずほコーポレート銀行(現 株式会社みずほ銀行) 兜町証券営業部長 2013年4月 ヒューリック株式会社出向 2013年5月 ヒューリックリートマネジメント株式会社出向 2013年7月 同社出向 取締役 2013年8月 同社出向 取締役 企画・管理部長 2014年1月 同社 取締役 企画・管理部長 2019年2月 同社 常務取締役 企画・管理部長 2019年3月 同社 常務取締役 C F O 企画管理本部長兼経営管理部長 2020年4月 同社 取締役副社長 C F O 企画管理本部長兼経営管理部長 2021年2月 同社 代表取締役社長(現任) | 16口 |

- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているヒューリックリートマネジメント株式会社の代表取締役社長です。
- ・ 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
- ・ 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の補欠執行役員です。
- ・ 上記執行役員候補者は、持投資口会制度を利用することにより、本投資法人の投資口を16口(1口未満切り捨て)保有しております。なお、保有する本投資法人の投資口数は2021年3月末日現在の状況を記載しております。
- ・ 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠

償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、2021年6月1日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案における補欠執行役員選任にかかる決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第17条第3項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、本議案は、2021年4月14日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

| 氏名 (生年月日) | 略歴及び重要な兼職の状況 | 保有する 本投資法人の 投資口数 |
|-------------------------|--|------------------------|
| 待 場 弘 史 (1973年8月25日) | 1996年4月 キヤノンコピー販売株式会社 (現 キヤノンシステムアンド サポート株式会社) 入社 1997年3月 アイ・エヌ・エイひまわり生命 保険株式会社(現 SOMPOひ まわり生命保険株式会社) 2000年9月 オリックス株式会社 2012年10月 オリックスアセットマネジメン ト株式会社出向 2014年6月 ヒューリック株式会社 ヒューリックリートマネジメン ト株式会社出向 企画・管理部 参事役 2017年7月 同社出向 企画・管理部 副部 長 2019年3月 同社出向 財務企画部長 2021年2月 同社出向 企画管理本部長 CFO兼財務企画部長(現任) | 3口 |

- ・ 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているヒューリックリートマネジメント株式会社の企画管理本部長CFO兼財務企画部長です。
- ・ 上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
- ・ 上記補欠執行役員候補者は、持投資口会制度を利用することにより、本投資法人の投資口を3口(1口未満切り捨て)保有しております。なお、保有する本投資法人の投資口数は2021年3月末日現在の状況を記載しております。
- ・ なお、本議案において選任される補欠執行役員については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。
- ・ 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員島田邦雄及び杉本茂の両名は、2021年5月31日をもって任期満了となります。これにより、2021年6月1日付で監督役員2名の選任をお願いするものであります。本議案における監督役員の任期は、就任する2021年6月1日より2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴及び重要な兼職の状況並びに本投資法人における地位 | 保有する 本投資法人の 投資口数 |
|-------|-----------------------|---|------------------------|
| 1 | 島田 邦雄 (1959年8月16日) | 1986年4月 弁護士登録 1986年4月 岩田合同法律事務所 入所 2000年6月 みずほ債権回収株式会社 常務取締役(現任) 2007年2月 富士総業株式会社 監査役(現任) 2010年7月 島田法律事務所 代表パートナー(現任) 2011年6月 株式会社ツガミ 取締役 2013年1月 一般社団法人日本卸電力取引所 監事(現任) 2013年11月 ヒューリックリート投資法人 監督役員(現任) 2018年6月 株式会社ツガミ 監査等委員である取締役(現任) 2021年1月 一般社団法人メディカルチェック推進機構 監事(現任) | 0口 |
| 2 | 中村 里佳 (1963年6月1日) | 1986年10月 監査法人中央会計事務所 入所 1999年4月 株式会社さくら総合事務所 2000年12月 有限会社エスピーシーサービシーズ 取締役(現任) 2004年9月 ニューシティ・レジデンス投資法人(現 大和ハウスリート投資法人) 監督役員 2008年9月 株式会社さくら総合事務所 取締役 2016年6月 株式会社新都市ライフホールディングス 社外監査役(現任) 2017年3月 株式会社さくら総合事務所 代表取締役(現任) 2020年6月 株式会社はせがわ 社外監査役(現任) | 0口 |

- ・ 上記監督役員候補者兩名と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 上記監督役員候補者のうち、島田邦雄は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・ 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第 116 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、2021年6月1日付で補欠監督役員1名の選任をお願いするものであります。本議案における補欠監督役員選任にかかる決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第17条第3項の定めに基づき、第4号議案における監督役員の任期が満了する時までとします。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

| 氏名 (生年月日) | 略歴及び重要な兼職の状況 | 保有する 本投資法人の 投資口数 |
|-----------------------|--|------------------------|
| 富岡 孝幸 (1976年9月29日) | 2000年10月 弁護士登録 2000年10月 岩田合同法律事務所 入所 2014年2月 島田法律事務所 入所 2016年1月 島田法律事務所 パートナー (現任) | 0口 |

- ・ 上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・ なお、本議案において選任される補欠監督役員については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。
- ・ 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

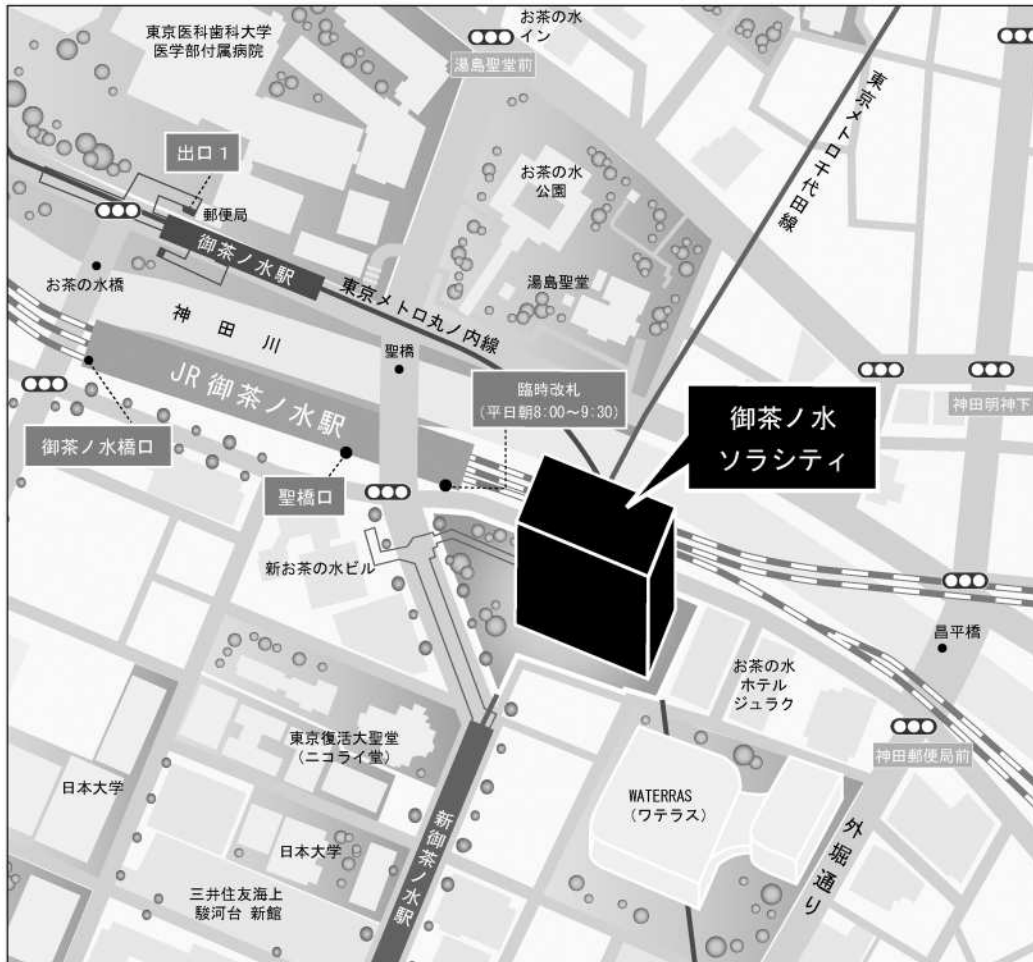
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人現行規約第14条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第5号議案までにつきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

以 上

第5回投資主総会会場ご案内図

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地 御茶ノ水ソラシティ2階
 ソラシティ カンファレンスセンター (室名ソラシティホールウエスト)
 電話：03-6206-4855



なお、当日は、駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資主総会にご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。